

2 本論

2 - 1 計画の基本理念

次代を担う子どもたちが、将来に希望を持って主体的に行動し、たくましく自立した責任ある若者へと成長していくことが、日本の将来を確かなものにします。

そのためには、子どもの利益を最大限に尊重し、社会全体で子どもと子育て家庭を支えるまちづくりを進めていく必要があります。

子どもがすくすくと心身ともに健やかに育ち、親もいきいきと子育てができるまち、そして子どもの育ちとともに親も地域も社会も互いに手を携えながら共に育っていくまちを目指し、次のように基本理念を定めます。

みんなで支え育ちあう すくすく子育て いきいき子育て支援のまちづくり

2 - 2 計画の基本方針（目標）

(1) 子どもがすくすくと育つまち

子どもたちが夢や希望を抱き、それに向かって自ら学び考え行動し、心身ともにすくすくとたくましく育つよう支援します。

次代を担う子どもたちが、自分自身の手で未来を拓いていけるよう、子ども一人ひとりの成長、発達を大切にしていきます。

(2) いきいきと子育てのできるまち

子育てをしているすべての家庭がいきいきと子育てできるよう、必要な子育て支援サービスや保育サービス等の充実に努めます。

また、多様な家族形態に配慮しながら、それぞれが安心して子育てできる環境づくりを進めます。

さらに、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の概念について普及・啓発をすすめます。

(3) 子育て支援の輪がひろがるまち

子どもと子育てに関わる関係機関との連携、子育て経験者や子育て支援サークルなど地域の子育て力との協働、そして、それらの活動を支援することにより、子育て支援の輪をひろげます。

また、あらゆる機会を通じて、広く市民や地域、企業等に、子育てを社会全体で支えていくことの必要性を訴えていきます。

みんなが支え育ちあう
はくすく子育て
いきいきと子育てのできるまち
子育て支援の輪がひろがるまち

《基本目標》

子どもが
すくすくと育つまち

いきいきと
子育てのできるまち

子育て支援の輪が
ひろがるまち

《基本施策》

1. 母性・乳児・幼児の健康の確保・増進

- 1 - 1 妊娠期や不妊に悩む人への支援
- 1 - 2 子どもの健康管理
- 1 - 3 思春期保健の充実
- 1 - 4 食育の視点からみた健康づくりへの支援
- 1 - 5 障害児支援の推進
- 1 - 6 小児救急医療体制の確保

2. 子育て支援の充実

- 2 - 1 地域ぐるみの子育て支援のまちづくり
- 2 - 2 子育て支援体制の充実

3. 要保護児童等への支援の充実

- 3 - 1 児童虐待の予防・啓発
- 3 - 2 要保護児童への早期対応
- 3 - 3 ひとり親家庭やさまざまな家庭への支援

4. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育とその環境整備

- 4 - 1 生きる力の育成に向けた教育
- 4 - 2 児童・青少年の健全育成
- 4 - 3 家庭や地域の教育力の向上

5. 雇用・就労の支援等子育て支援環境の整備

- 5 - 1 保育サービスの充実
- 5 - 2 放課後・休日等の支援
- 5 - 3 子育てしやすい就労環境づくり
- 5 - 4 次代の子育て支援環境の整備に向けた研究等
- 5 - 5 家庭・地域・職場等における男女共同参画の推進

6. 子どもを育成するのに適した居住環境の確保

- 6 - 1 公共建築物，道路交通環境の整備
- 6 - 2 安全・安心のまちづくり

.....は、この5年間で重点的に取り組む重点施策です

2 - 4 重点施策

食育の視点からみた健康づくりへの支援 (P.38)

乳幼児期からの望ましい食生活・食習慣の確立に向けた取り組みを行い、子どもたちの健康づくりを支援します。

障害児支援の推進 (P.40)

こども発達支援センター(8)を核として、関係機関と連携しながら、「将来を見通した適切な支援が受けられる体制」を整備していきます。

地域ぐるみの子育て支援のまちづくり (P.45)

身近な地域に存在する子育て支援拠点(地域子育て支援センター)を中心に、関係機関が効果的に連携・協力し、子育てを助け合い支え合う、地域ぐるみの子育て支援を推進します。

子育て支援体制の充実 (P.47)

地域における子育て支援拠点(地域子育て支援センター)の整備と相談機能強化を図ります。また、新たな子育て支援方法の導入について、地域の子育て関係機関と協働実施しながら研究し、重層的な支援体制の構築を目指します。

児童虐待の予防・啓発 (P.48)

虐待予防についての正しい理解に向けた広報啓発を行うとともに、育児不安解消や子育て家庭の育児力の向上を図り、児童虐待を未然に防ぐよう取り組みます。

要保護児童への早期対応 (P.50)

子どもの安全を確保するために、相談体制の整備と強化、関係機関との連携強化、職員の資質向上を図ります。

8 こども発達支援センター
障害のあるお子さんに関する相談に対応し、関係機関と連携をとりながら支援します。また、発達に何らかの心配があるお子さんの相談・通園事業も行います。